主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 請求

被告が,原告に対して,平成12年12月28日付け12議収第193号の2「情報公開請求却下通知書」でなした情報公開請求却下決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、A町情報公開条例で定められた実施機関である被告に対し、平成12年12月定例A町議会における議事内容を録音したテープの一部についての情報公開請求を行ったところ、被告が同請求を却下する旨の処分をしたことから、同処分の取消しを請求している事案である。

- 1 前提となる事実(当事者間に争いがない。)
- (1)原告は,香川県小豆郡 に住所を有する者であり,被告は,A町情報公開条例(平成12年3月31日条例第27号)(以下「本件公開条例」という。)において,情報公開の実施機関とされている者である(本件公開条例2条1号)。
- (2)原告は、被告に対し、平成12年12月21日付け情報公開請求書(本件公開条例6条所定のもの)により、平成12年12月定例A町議会においてなされたB議員の質問部分及びそれに対する答弁(回答)部分の収録された録音テープ全部(以下「本件テープ」という。)の公開を請求した(以下「本件請求」という。)。
- (3) これに対し、被告は、平成12年12月28日付け情報公開請求却下通知書(12 議収第193号の2)をもって、本件テープは情報公開の対象となる公文書には当たらな いとして、本件テープの全部につき、情報公開請求却下処分(以下「本件処分」という。) をした。
- (4)本件公開条例には,以下の各規定がある。

第2条(定義)

この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号の定めるところによる。

- (1)実施機関 町長,教育委員会,選挙管理委員会,監査委員,農業委員会,固定資産 評価審査委員会,水道事業管理者及び議会をいう。
- (2)情報 実施機関の職員が職務上作成し,又は取得した文書,図画,写真,フィルム及び磁気テープであって,決裁又は閲覧の手続が終了し,実施機関において管理しているものをいう。

(3)情報の公開

実施機関がこの条例の定めるところにより,情報を閲覧に供し,又はその写しを交付することをいう。

第5条(情報の公開を請求できるもの)

次に掲げるものは,実施機関に対して情報の公開を請求することができる。ただし,第5号に掲げるものにあっては,そのものが利害関係を有する情報に限る。

- (1)町内に住所を有する者
- (2)町内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体

- (3)町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4)町内の学校に在学する者
- (5)前各号に掲げるもののほか,実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

2 争点

本件の争点は,本件請求の対象とされた本件テープが,本件公開条例2条2号で公開の対象とされる「情報」に該当するかどうかである。

3 争点に対する当事者の主張

(1)原告の主張

本件テープは,本件公開条例2条2号で公開対象とされている「情報」のうち,実施機関の職員が職務上作成した「磁気テープ」に該当する。

そして、本件テープは、決裁権限者の包括的指示ないし具体的指示に基づいて、公務員が公務として収録したものであるから、議事内容の手控え、メモ等とは性格が異なり、「決裁又は閲覧の手続」を予定しているものといえる。また、「決裁」とは、事務決裁規程等に基づいて、その事案の意思決定が行われることをいうのであるから、権限を有する者が当該情報に対して意思決定を行えば、決裁があったといえる。本件テープも、権限を有する者の指示によって収録されたものである以上、決裁の手続を経たものといえる。したがって、本件テープは「情報」に該当する。

(2)被告の主張

本件公開条例 2 条 2 号にいう「情報」とは ,「決裁又は閲覧の手続」が予定されるものに限定されるところ ,本件テープは ,地方自治法 1 2 3 条所定の会議録を作成するための補助的手段に過ぎず ,いわば議事内容の手控え ,メモ代わりのものであるから ,およそ「決裁又は閲覧の手続」の対象となる性格のものではない。したがって ,本件テープは「情報」に該当しない。

第3 当裁判所の判断

上記第2の1(4)のとおり,本件公開条例2条2号において,「決裁又は閲覧の手続が終了」したことが,情報公開の対象となる「情報」に該当するための要件とされているのは,実施機関の職員が職務に関連して作成したメモ等,およそ決裁又は閲覧手続になじまないものを,情報公開の対象から外す趣旨であると解される。

そして,議会における議事内容を録音した録音テープは,議事内容についてのメモ等と同様,会議録を作成するための補完的なものであり,本件テープも,このような性質のものに外ならない(甲1,乙1,弁論の全趣旨)。とすれば,本件テープは,上記のメモ等と同様に,およそ決裁・閲覧手続になじまないものというべきであるから,本件公開条例に基づく情報公開の対象となる「情報」に該当しない。

したがって,原告の本件請求を却下した本件処分は適法である。

第4 結論

以上によれば,原告の請求は理由がないのでこれを棄却することとし,訴訟費用の負担につき,行政事件訴訟法7条,民事訴訟法61条を適用して,主文のとおり判決する。

高松地方裁判所民事部

裁判長裁判官 溝渕勝 裁判官 田中一彦

裁判官 空閑直樹